令和元年度及び令和2年度前半に策定・改定予定の計画について

企画県民部ビジョン局ビジョン課

1 趣 旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に関し、令和元年度及び令和2年 度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 今回報告する計画 ※概要は別添の通り

- (1) 既存計画を改定するもの
 - ① 現在、議決対象として指定されているもの

[政策創生部長] • 兵庫県地域創生戦略

[福祉部長] ・ひょうご子ども・子育て未来プラン

② 現在、議決対象に指定されていないもの

[政策創生部長] · 兵庫県強靱化計画

「県土整備部」 ・ひょうご公共交通 10 カ年計画

(2) 新規に策定するもの

「健康福祉部」・兵庫県アレルギー疾患対策推進計画

[福祉部長] ・ 兵庫県社会的養育推進計画

「環境部長」 ・ 兵庫県気候変動適応計画

[県土整備部] ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する兵庫県計画(仮称)

・兵庫県高潮対策10箇年計画

· 兵庫県自転車活用推進計画

• 新広域道路交通計画

[教育委員会] · 兵庫県文化財保存活用大綱

計 12 計画

令和元年度及び令和2年度前半に策定・改定予定の計画

1 既存計画を改定するもの(4計画)

(1) 現在、議決対象に指定されているもの(2計画)

雁 鲷	計画名称	期間	内容	錠·碳剂期
政策創生部長	兵庫県地域創生戦略 策定: H27 現行: H27~R1	R2~6 (5年)	まち・ひと・しごと創生法第9条に規定する都道府県まちひとしごと創生総合戦略・地域毎の特性や強みを活かした2024年までの5年間の	R2. 3
長			目標・施策	
福祉部長	ひょうご子ども・子育て 未来プラン 策定: H26 現行: H27~R1	R2~6 (5年)	次世代育成支援対策推進法第9条、子ども・子育て支援法第62条第1項等に基づく法定計画。少子対策・子育て支援に係る基本計画・2024年度までの少子対策・子育て支援に関する取組を総合的かつ体系的に推進するための目標・推進方策・就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画等	R2. 3

(2) 現在、議決対象に指定されていないもの(2計画)

雁嗣	計画名称	期間	内容	錠·碳剂期
政策創生部長	兵庫県強靱化計画	R2~6	国土強靱化基本法第13条に基づき、県土の強靱化に関す	R2.3
	策定: H28	(5年)	る施策をとりまとめる事業実施計画	
	現行: H28~R2		・想定する災害とリスク、県土強靱化にかかるハード・	
			ソフト整備の推進方針 等	
県土整備部	ひょうご公共交通10カ年	R2~11	交通政策基本法第9条(地方公共団体の責務)に基づく	R2.3
	計画	(10年)	公共交通施策を取りまとめた計画	
	策定 : H18		・今後10年間の県内公共交通施策の推進方向	
	更新: H25			
	現行:H25~R4			

2 新規に策定するもの(8計画)

飛	計画名称	期間	内容	錠·碳剂期
健康福祉部	兵庫県アレルギー疾患対	R2~6	アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく県民のアレ	R2. 3
	策推進計画	(概ね5年)	ルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針	
1 個			・アレルギー疾患の重症化の予防及び症状軽減のための	
部			施策、患者の状態に応じた適切な医療体制の整備等	
	兵庫県社会的養育推進計画	R2~11	国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づ	R2. 3
福		(10年)	き「子どもの権利保障」と「子どもの家庭養育優先原則」	
福 祉 部 長			を実現するための計画	
長			・社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	
			・当事者である子どもの権利擁護の取組 等	
環	兵庫県気候変動適応計画	R1~12	気候変動適応法第12条に基づき、適応の面から気候変動	R2.3
環境部長		(12年)	対策を推進するための計画	
長			・県内地域の特性を踏まえた適応策	
- 県土整備部	建設工事従事者の安全及	R1~	建設職人基本法に基づき策定された基本計画(国計画)	R2
	び健康の確保に関する兵	(期間の定	を勘案して策定する、建設工事従事者の安全及び健康の	
備	庫県計画(仮称)	めなし)	確保に関する都道府県計画	
司			・建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため	
			の基本方針、施策内容 等	

 产	計画名称	期間	内容	錠·碳剂期
県土整備部	兵庫県高潮対策10箇年計画	R1~10 (10年)	高潮に対する防災施設の整備を計画的・効率的に推進するための対策をとりまとめた事業実施計画 ・防潮堤及び河川堤防の嵩上げ対策 等	R2. 3
	兵庫県自転車活用推進計画	R1~5 (5年)	自転車活用推進法第10条に基づき、自転車の活用推進に 関する施策を定めた計画 ・自転車に関する課題、地域特性・地域資源を活かした 施策、実施主体、スケジュール等	R2. 1
	新広域道路交通計画	概ね20~30 年間	主要な物流拠点等へのアクセス道路について、高規格幹線道路をベースに道路網図等により示す計画 ・平常時・災害時を問わず安定的な物流に資する広域的 道路ネットワーク	R2. 3
教育委員会	兵庫県文化財保存活用大綱	R2~11 (10年)	文化財保護法第183条の2に基づき、県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化する計画 ・文化財の保存・活用に関する基本的な方針、保存・活用を図るために講ずる措置 ・域内の市町への支援方針、防災・災害発生時の対応	R2. 3

- 3 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条に基づき、議決対象外の計画 <行政内部の管理に係る計画>
 - ・兵庫県流域下水道事業経営戦略(新規)(R1~10)【R1.11以降策定予定】 流域下水道事業を安定的に継続するための中長期的な経営計画

<特定の地域を対象とする計画>

- ·円山川流域地域森林計画(改定)(R2~11)【R2.1 改定予定】
 - 森林法第5条及び68条に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を明らかにする計画
- ・兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画(改定)及び兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域 計画(改定)(期間の定めなし)【R2.3 改定予定】

海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第14条に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画

- ・河川整備基本方針(新規)(期間の定めなし)【R2 年度策定予定】
 - 河川法に基づき、対象河川ごとに、河川管理者である知事が定める長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針(住吉川、石屋川、天上川、生田川、天神川、宮川、芦屋川、山田川、千森川、塩屋谷川)
- ・河川整備計画 (新規) (期間の定めなし) 【R1 年度及び R2 年度策定予定】

「河川整備基本方針」に基づき、今後 20~30 年間の具体的な河川整備の目標や、河川整備の内容を定めた計画 (R1:揖保川 R2:円山川、香住谷川)

<計画期間が5年未満の計画>

• 医師確保計画 (新規) (R2~5) 【R2.3 改定予定】

医療法第30条の4第2項に基づく医師の確保に関する計画

- ・兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)(新規)(R2~4)【R2 策定予定】
 - ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づきギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推 進するための計画
- ・ひょうごツーリズム戦略(改定)(R2~4)【R2.3 改定予定】

多様な地域資源を生かした兵庫ならではのツーリズム振興の基本指針及びその具体化のための実践的な 行動目標を定めた計画 ・兵庫県いじめ防止基本方針(改定)(R2~4)【R2.3改定予定】

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等に関する施策を推進するための 方針

・ひょうご子どもの読書活動推進計画(改定)(R2~5)【R2.3 改定予定】

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づく取組方向を示す計画